

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：ユニティ株式会社
- 業者の住所：北海道札幌市中央区北6条西22-2-3
- 2 指名停止措置期間：令和7年4月25日から令和7年6月5日まで（6週間）
- 3 指名停止措置の範囲：北海道
- 4 事実概要
- 同社は、管工事の許可を有していないにもかかわらず、内容が管工事の種類に該当する建設工事である航空自衛隊第2航空団発注工事に係る契約を締結した。
- このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するものとして、令和7年3月8日、北海道知事から監督処分を受けたものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の11

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～10 略	
(建設業法違反行為)	
11 部局の所在する都道府県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上9か月以内
12～14 略	